

倉吉市上下水道局告示第12号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定による給水装置工事業の事業を廃止する旨の届出及び倉吉市公共下水道条例（昭和53年倉吉市条例第18号）第8条の9の規定による排水設備工事業の営業を廃止する旨の届出があったので、倉吉市水道事業指定給水装置工事業事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条及び倉吉市排水設備工事指定業者規程（令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第4号）第9条の規定により告示する。

令和3年4月9日

倉吉市長 石田 耕太郎

1 指定を廃止する者

指定番号 倉吉市水道事業指定給水装置工事業事業者第150号

倉吉市排水設備工事指定業者第136号

所在地 鳥取県東伯郡三朝町大瀬929番地2

名称 サトテック

代表者 里田 健二

2 廃止した日

令和3年3月31日